

## アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則 (平14.1.25)

### (目的)

第1条 この規則は、アナリスト・レポートの取扱い等に関し、協会員（特別会員にあっては、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第33条第2項第3号八又は同項第4号ロに掲げる行為（以下「金融商品仲介行為」という。）を行う特別会員に限るものとし、当該特別会員のアナリスト・レポートが金融商品仲介行為に関するものに限る。）が遵守すべき事項を定めることにより、アナリスト・レポートの作成、使用等に係る業務が適正かつ公正に遂行されることを図り、もって、投資者に対する適正かつ有効な情報提供及びアナリストの資質の向上に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 アナリスト・レポート 多数の投資者に対する情報提供を目的とした資料で、個別企業の分析、評価等が記載された資料をいう。
- 2 アナリスト 協会員の役職員であってアナリスト・レポートを執筆する者をいう。
- 3 外部アナリスト 当該協会員の役職員以外の者であってアナリスト・レポートを執筆する者をいう。
- 4 調査部門 アナリスト・レポートの作成を行う協会員における部門をいう。

### (社内管理体制の整備)

第3条 協会員は、アナリスト・レポートの社内審査及び保管、情報の管理、アナリストの意見の独立性の確保並びにアナリストの証券取引等に関し、社内規則を制定する等社内管理体制を整備し、アナリスト・レポートの作成、使用等に係る業務が適正かつ公正に遂行されるよう努めなければならない。

### (社内審査)

第4条 協会員は、アナリスト・レポートに関する指針を策定する等により、アナリスト・レポートの表示内容及び評価が適正かつ合理的なものとなるよう努めなければならない。

- 2 協会員は、アナリスト・レポートを使用しようとするときは、アナリスト・レポートの審査を行う担当者（以下「審査担当者」という。）を定め、審査させなければならない。
- 3 審査担当者は、アナリスト・レポートの審査を行うに当たっては、特に次の各号に留意しなければならない。
  - 1 「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」第4条第1項に規定する禁止行為に該当するものでないこと。
  - 2 アナリスト・レポートにおける表示内容及び評価が、社内の指針等に照らし、適正

かつ合理的なものであること。

- 3 レーティング又は目標株価が記載されている場合には、レーティングの定義並びに目標株価についての根拠及び達成の予想期間が明確に表示されていること。
- 4 協会員は、一のアナリスト・レポートについて複数の審査担当者に分担して審査させることができるものとする。
- 5 外部アナリストが作成するアナリスト・レポートを当該外部アナリストが所属する会社（外国会社を含む。以下同じ。）との契約等に基づき使用する場合、当該会社において、上記と同様の審査が行われていることが明らかなきときは、当該会社が行った審査をもって、当該アナリスト・レポートを使用する協会員が審査を行ったものとみなすことができる。

（アナリスト・レポートの保管）

第 5 条 協会員は、公表したアナリスト・レポート及び当該アナリスト・レポートに係る社内審査を行った旨の記録を公表した日から 3 年間保管しなければならない。

（利益相反についての表示等）

第 6 条 協会員は、アナリスト・レポートを作成する（翻訳する場合を除く。）に当たっては、協会員又は当該アナリスト・レポートの作成者であるアナリストが当該アナリスト・レポートの対象会社と重大な利益相反の関係にある場合には、その内容を当該アナリスト・レポートにおいて明確に表示しなければならない。

- 2 会員は、自らが株券（優先出資証券（金商法第 2 条第 1 項第 7 号に規定する有価証券をいう。）外国株預託証券（金商法第 2 条第 1 項第 20 号に規定する有価証券等のうち、外国法人が発行する株券に係る権利を表示する証券をいう。）及び外国株信託受益証券（金融商品取引法施行令第 2 条の 3 第 3 号に規定する有価証券信託受益証券のうち、同号に規定する受託有価証券が外国株券（金商法第 2 条第 1 項第 17 号に掲げる有価証券のうち同項第 9 号に掲げる株券の性質を有するものをいう。）であるものをいう。）を含む。以下同じ。）新株予約権証券（金商法第 2 条第 1 項第 9 号に規定する有価証券をいう。）又は新株予約権付社債券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に関し主幹事会社（金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第 147 条第 3 号に規定する主幹事会社をいう。以下同じ。）となり、当該募集若しくは売出しに係る有価証券届出書、発行登録追補書類若しくは有価証券通知書（以下「有価証券届出書等」という。）の提出日又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る特定証券情報（金商法第 27 条の 31 に規定する特定証券情報をいう。以下同じ。）の提供若しくは公表が行われた日から 1 年間を経過するまでの間に当該会社の株式に係るアナリスト・レポートを発表する場合には、主幹事会社となった旨を当該アナリスト・レポートにおいて表示しなければならない。
- 3 会員は、自らが株券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等（取引所金融商品市場への上場に伴うものに限る。ただし、既

に他の取引所金融商品市場に株券が上場されている場合を除く。) に関し主幹事会社となり、当該募集若しくは売出しに係る有価証券届出書等の提出日又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る特定証券情報の提供若しくは公表が行われた日以後、上場日から起算して10営業日を経過するまでの間に当該会社の株券に係るアナリスト・レポートを公表する場合には、当該アナリスト・レポートにおいてレーティング及び目標株価を表示してはならない。

- 4 協会員は、アナリストが役員(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。)となっている会社のアナリスト・レポートを当該アナリストに執筆させてはならない。

(外部アナリスト執筆のアナリスト・レポートの使用)

第7条 協会員は、外部アナリストが執筆するアナリスト・レポートを当該外部アナリストが所属する会社又は当該外部アナリストとの契約等に基づき使用する場合には、当該外部アナリストと当該アナリスト・レポートの対象会社との重大な利益相反の関係について、その内容を当該アナリスト・レポートにおいて明確に表示するための措置を講じなければならない。ただし、当該協会員が、その内容を顧客に通知する(書面又はその他の方法によるものとし、口頭による方法を除く。以下次項及び第3項において同じ。)場合は、この限りでない。

- 2 協会員は、外部アナリストが執筆するアナリスト・レポートを使用する場合には、次の各号に掲げる事項を顧客に通知しなければならない。ただし、当該アナリスト・レポートに当該各号に掲げる事項が表示されている場合は、この限りでない。

- 1 当該協会員が、当該アナリスト・レポートの作成につき、対価を支払っている又は支払うべき約束をしている場合は、その旨

- 2 当該協会員が、対象会社を指定して当該アナリスト・レポートの作成を依頼した場合は、その旨

- 3 協会員は、外部アナリストが執筆するアナリスト・レポートを使用するに当たり前項第1号又は第2号に規定する場合に該当するときは、次の各号に掲げる事項(特別会員にあっては第1号に限る。)を顧客に通知しなければならない。ただし、当該アナリスト・レポートに当該事項が表示されている場合は、この限りでない。

- 1 協会員が当該アナリスト・レポートの対象会社と重大な利益相反の関係にある場合は、その内容

- 2 会員が、第6条第2項に規定する場合に該当する場合は、主幹事会社となった旨

- 4 会員は、外部アナリストが執筆するアナリスト・レポートを使用するに当たり第2項第1号又は第2号に規定する場合に該当し、かつ、第6条第3項に規定する場合に該当するときは、当該アナリスト・レポートにおいてレーティング及び目標株価が表示されていないことを確認のうえアナリスト・レポートを使用しなければならない。

(情報管理の徹底)

第 8 条 協会員は、次の各号に掲げる情報（以下「重要情報」という。）について、適正に管理しなければならない。

1 アナリスト・レポートを執筆するに際し、アナリストが担当している会社及び社内の他の部門等から入手した情報、又は審査担当者がアナリスト・レポートの審査に当たり入手した情報であって次に掲げるもの

イ 法人関係情報（金商業等府令第 1 条第 4 項第 14 号に規定する法人関係情報をいう。）

ロ イ以外の未公表の情報であって投資者の投資判断に重大な影響を及ぼすと考えられるもの

2 発表前のアナリスト・レポートの内容等であって投資者の投資判断に重大な影響を及ぼすと考えられるもの

2 前項の規定により重要情報の管理体制を整備するに当たっては、特に、次に掲げる事項に留意しなければならない。

1 重要情報の管理方法

2 アナリストが他の部門の業務に携わる場合の手続き及び行為規制

3 調査部門から他の部門に重要情報を伝達する場合の手続き及び行為規制

（重要情報の適正な利用）

第 9 条 協会員は、協会員が行う自己取引について、重要情報を利用して取引が行われることのないよう適正に管理しなければならない。また、協会員は、自社の役職員が、重要情報を利用して、一部の顧客への勧誘等を行うことのないよう指導及び監督しなければならない。

2 協会員は、発表直後のアナリスト・レポートの内容を利用して行う協會員の自己取引について、協會員の自己の利益が顧客の利益に優先することのないよう努めなければならない。

（アナリストの意見の独立性の確保等）

第 10 条 協会員は、アナリストの意見の独立性を確保する観点から、適切な組織体制及び報酬体系を整備しなければならない。

2 協会員は、アナリストがアナリスト・レポートを執筆するに当たり、協會員の引受部門、投資銀行部門、法人部門、営業部門等からの不当な干渉及び介入を受ける等、アナリストの意見の独立性が阻害されることのないよう指導及び監督しなければならない。

3 協会員は、アナリストが特定の顧客の利益を考慮して、自らの独立した意見と異なる内容の表示を行うことのないよう指導及び監督しなければならない。

（引受部門及び投資銀行部門の業務への関与の禁止）

第 11 条 協会員は、引受部門及び投資銀行部門からのアナリストの独立性の確保に十分に留意するものとし、当該協會員の役職員が次の各号に掲げる行為及びこれに類する行為を行うことのないようにしなければならない。

- 1 アナリストが、引受部門又は投資銀行部門の業務に関して行う企業等への提案活動に関与すること。
- 2 引受部門又は投資銀行部門の業務に従事する役職員が、当該部門の業務に関して行う企業等への提案活動にアナリスト又は外部アナリストを関与させようとする事又は関与させること。
- 3 アナリストが、企業等又は当該協会員が行う投資家への説明会等（引受部門若しくは投資銀行部門の業務又は取引に関し企業等が行うもの及び引受部門又は投資銀行部門がその開催に関与するものに限る。以下同じ。）に関与すること。
- 4 引受部門又は投資銀行部門の業務に従事する役職員が、企業等又は当該協会員が行う投資家への説明会等にアナリスト又は外部アナリストを関与させようとする事又は関与させること。

（顧客への約束等の禁止等）

第 12 条 協会員は、引受部門、投資銀行部門、法人部門、営業部門等の役職員が、当該部門の顧客又は見込み顧客に対し、当該顧客に関するアナリスト・レポートを作成すること及び当該顧客に関するアナリスト・レポートにおいて一定の表示又は評価を行うことを約束し又は申し出ることのないよう指導及び監督しなければならない。

（対象会社に対する事前通知の禁止）

第 13 条 協会員は、アナリスト・レポートの対象会社に対し、発表前のアナリスト・レポートを通知してはならない。

（アナリストの資質の向上）

第 14 条 協会員は、アナリストに対する法令遵守の徹底を図るとともに、アナリスト・レポートの内容等を事後的に検証及び評価する等アナリストの資質の向上に努めなければならない。

（アナリスト等の証券取引への対応）

第 15 条 協会員は、アナリスト個人の有価証券の売買等及び保有に関し、当該アナリストが担当する会社の有価証券の売買等及び保有を原則として禁止する等により、アナリストの公正かつ適正な業務の遂行が確保されるよう努めなければならない。

2 協会員は、外部アナリストが執筆するアナリスト・レポートを当該外部アナリストが所属する会社又は当該外部アナリストとの契約等に基づき使用する場合には、当該外部アナリスト個人の有価証券の売買等及び保有に関し、当該外部アナリストの公正かつ適正な業務の遂行が確保されるための措置が講じられていることを確認しなければならない。

3 協会員は、協会員の役職員（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）が、アナリスト・レポートの作成又は審査に当たり入手した重要情報を利用して役職員個人の有価証券の売買等を行わないよう努めなければならない。

（規則によらないアナリスト・レポートの使用）

第 16 条 協会員は、アナリスト・レポートの使用に当たり、やむを得ない特別の事由が存在し、この規則の定めによることが困難である場合には、あらかじめ本協会に書面によりその旨及び事由を届け出て、本協会の承認を得なければならない。

2 協会員は、前項の承認を得てアナリスト・レポートを使用する場合には、当該アナリスト・レポートが本協会の規則の定めによるものでない旨を表示（口頭による表示を除く。）して、これを行わなければならない。

（規則の考え方）

第 17 条 この規則の解釈等に関し必要な事項は、本協会が別に定める「『アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則』の考え方」において定めるものとする。

付 則 (平 14 . 1 . 25)

この理事会決議は、平成 14 年 3 月 1 日から施行する。

付 則 (平 15 . 1 . 15)

この改正は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 3 及び 4 を改正。
- (2) 5 から 10 を各 2 つずつ繰り下げ、5 及び 6 を新設。
- (3) 9 及び 10 を改正。
- (4) 11 及び 12 を各 1 つずつ繰り下げ、11 を新設。

付 則 (平 16 . 3 . 17)

この改正は、平成 16 年 5 月 1 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 2、3、4 及び 6 を改正。
- (2) 7 から 9 を各 1 つずつ、10 から 13 を各 2 つずつ繰り下げ、7 及び 11 を新設。
- (3) 8、9 及び 15 を改正。
- (4) 16 及び 17 を新設。

付 則 (平 16 . 10 . 19)

この改正は、本協会が別に定める日から施行する。

(注) 1 自主規制会議規則第 12 条に基づき、「自主規制会議決議」として取り扱う。

2 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 6 を改正。
- (2) 「本協会が別に定める日」は平成 16 年 12 月 13 日。

付 則 (平 16 . 11 . 26)

この改正は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

1 から 16 までを改正。

付 則 (平 18 . 4 . 18)

この改正は、平成 18 年 5 月 1 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

4、6及び15を改正。

付 則 (平 19 . 9 . 18)

この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。

(注) 1 本理事会決議を「理事会決議」から「自主規制規則」に改める。

2 改正条項は、次のとおりである。

(1) 条、項、号で表記。

(2) 規則の題名、第 1 条、第 2 条本文、第 4 条第 3 項、第 6 条第 1 項から第 3 項、第 7 条第 1 項、第 7 条第 2 項本文、第 7 条第 3 項本文、第 7 条第 3 項第 2 号、第 7 条第 4 項、第 8 条第 1 項本文、第 8 条第 1 項第 1 号イ、第 8 条第 2 項本文、第 9 条第 1 項、第 10 条第 2 項、第 10 条第 3 項、第 11 条、第 12 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条を改正。

付 則 (平 20 . 12 . 9)

この改正は、平成 20 年 12 月 12 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第 6 条を改正。